

「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」の改訂（新旧対照表）の素案

(分類)

- ① 減損会計の適用に伴うもの
- ② 会社法施行等に伴うもの、情報開示の充実の観点からのもの等

分類	改 訂 案	現 行
②	<p>第18 純資産の定義</p> <p>1 地方独立行政法人の<u>純資産</u>とは、地方独立行政法人の業務を確実に実施するために拠出された財産的基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成されるものであって、資産から負債を控除した額に相当するものをいう。</p> <p>2 <u>純資産</u>は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類される。</p>	<p>第18 資本の定義</p> <p>1 地方独立行政法人の<u>資本</u>とは、地方独立行政法人の業務を確実に実施するために拠出された財産的基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成されるものであって、資産から負債を控除した額に相当するものをいう。</p> <p>2 <u>資本</u>は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類される。</p>
②	<p>第19 資本金等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資本剰余金とは、資本金及び利益剰余金以外の<u>純資産</u>であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。 (注12)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第19 資本金等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資本剰余金とは、資本金及び利益剰余金以外の<u>資本</u>であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。 (注12)</p> <p>3 (略)</p>

<p>① 第20 費用の定義 (略)</p> <p>&lt;注13&gt; 地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について 資本取引として地方独立行政法人の費用から除外されるものの例は、 以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととさ れた償却資産の減価償却相当額</li> <li>(2) 上記(1)の償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の 減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）</li> <li>(3) <u>固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、地 方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもか かわらず生じた減損額</u></li> </ul>	<p>第20 費用の定義 (略)</p> <p>&lt;注13&gt; 地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について 資本取引として地方独立行政法人の費用から除外されるものの例は、 以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととさ れた償却資産の減価償却相当額</li> <li>(2) 上記(1)の償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の 減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）</li> <li>(新設)</li> </ul>
---	---

①、②	<p><b>第24 行政サービス実施コスト</b></p> <p>次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「<u>第85 賞与引当金に係る会計処理</u>」により、引当金を計上しないこととされた場合の賞与見積額</p> <p>(4) 「<u>第86 退職給付に係る会計処理</u>」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付増加見積額</p> <p>(5) 国又は地方公共団体の資産を利用することから生ずる機会費用 (注19)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(6) <u>固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定</u>により、 <u>地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額</u></p>	<p><b>第24 行政サービス実施コスト</b></p> <p>次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。</p> <p>(1) 地方独立行政法人の損益計算上の費用から運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を控除した額（注18）</p> <p>(2) 「<u>第84 特定の償却資産に係る減価の会計処理</u>」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額 (新設)</p> <p>(3) 「<u>第85 退職給付に係る会計処理</u>」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付増加見積額</p> <p>(4) 国又は地方公共団体の資産を利用することから生ずる機会費用 (注19)</p> <p>ア～ウ (略) (新設)</p>
-----	--	--

①	<p>第27 有形固定資産の評価</p> <p>1 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額（固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準「第9 貸借対照表における表示」1に規定する減損損失累計額をいう。以下同じ。）を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第27 有形固定資産の評価</p> <p>1 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>2～4 (略)</p>
①	<p>第28 無形固定資産の評価</p> <p>無形固定資産については、当該資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。（注20）</p>	<p>第28 無形固定資産の評価</p> <p>無形固定資産については、当該資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。（注20）</p>
②	<p>第29 リース資産の会計処理</p> <p>リース取引に係る会計基準については、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記する。</p> <p>オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。（注21）</p> <p>(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料            (2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料</p>	<p>第29 リース資産の会計処理</p> <p>リース取引に係る会計基準については、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。（注21）</p> <p>(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料            (2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料</p>

②	<p>第3 1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有価証券は、地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他有価証券 売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を<u>純資産</u>の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、<u>純資産</u>の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、<u>純資産</u>の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。（注23）</p> <p>3 (略)</p>	<p>第3 1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有価証券は、地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他有価証券 売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を<u>資本</u>の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、<u>資本</u>の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、<u>資本</u>の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。（注23）</p> <p>3 (略)</p>
---	--	---

②	<p>第34 外貨建取引の会計処理</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。ただし、外貨建有価証券換算差額については、時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により、決算時の為替相場による換算を行ったことによって生じた換算差額は、当期の有価証券の評価損として処理するほか、次に定めるところにより処理するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 外貨建のその他有価証券について決算時の為替相場による換算を行うことによって生じた換算差額は、<u>純資産</u>の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替える。</p>	<p>第34 外貨建取引の会計処理</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。ただし、外貨建有価証券換算差額については、時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により、決算時の為替相場による換算を行ったことによって生じた換算差額は、当期の有価証券の評価損として処理するほか、次に定めるところにより処理するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 外貨建のその他有価証券について決算時の為替相場による換算を行うことによって生じた換算差額は、<u>資本</u>の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替える。</p>
②	<p>第40 セグメント情報の開示</p> <p>(略)</p> <p>&lt;注34&gt; セグメント情報の開示について</p> <p>1 地方独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</p> <p>2 このため、開示すべき情報についても、主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳を積極的に開示する必要がある。</p> <p>3 セグメントの区分については、区分経理によるもののほか、運営費</p>	<p>第40 セグメント情報の開示</p> <p>(略)</p> <p>&lt;注34&gt; セグメント情報の開示について</p> <p>1 地方独立行政法人においても、その業務の内容が多岐にわたる場合、説明責任の観点から、その業務ごとのセグメントに係る財務情報を開示する必要がある。</p> <p>2 また、開示すべき情報についても、住民その他の利害関係者に対する説明責任を果たすため、主要な資産項目、主要な事業費用及び国又は地方公共団体による財源措置等の内訳を積極的に開示する必要がある。</p> <p>3 セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収</p>

	<p>交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、<u>例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど</u>、定めていくこととする。ただし、公立大学法人については、比較可能性の確保の観点から、一定のセグメント情報について共通に開示することに留意する必要がある。</p>	<p>益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ定めていくこととする。ただし、公立大学法人については、比較可能性の確保の観点から、一定のセグメント情報について共通に開示することに留意する必要がある。</p>
②	<p>第4 1 貸借対照表の作成目的 貸借対照表は、地方独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び<u>純資産</u>を記載し、住民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。</p>	<p>第4 1 貸借対照表の作成目的 貸借対照表は、地方独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び<u>資本</u>を記載し、住民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。</p>
②	<p>第4 6 表示区分 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び<u>純資産</u>の部の三区分に分かれ、更に資産の部を固定資産及び流動資産に、負債の部を固定負債及び流動負債に区分しなければならない。</p>	<p>第4 6 表示区分 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び<u>資本</u>の部の三区分に分かれ、更に資産の部を固定資産及び流動資産に、負債の部を固定負債及び流動負債に区分しなければならない。</p>
②	<p>第4 7 資産、負債及び<u>純資産</u>の記載の基準 資産、負債及び<u>純資産</u>は、適切な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければならない。</p>	<p>第4 7 資産、負債及び<u>資本</u>の記載の基準 資産、負債及び<u>資本</u>は、適切な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければならない。</p>

②	<p><b>第48 総額主義の原則</b></p> <p>資産、負債及び<u>純資産</u>は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は<u>純資産</u>の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。</p>	<p><b>第48 総額主義の原則</b></p> <p>資産、負債及び<u>資本</u>は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は<u>資本</u>の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。</p>
②	<p><b>第49 資産と負債・純資産の均衡</b></p> <p>貸借対照表の資産の合計金額は、負債と<u>純資産</u>の合計金額に一致しなければならない。</p>	<p><b>第49 資産と負債・資本の均衡</b></p> <p>貸借対照表の資産の合計金額は、負債と<u>資本</u>の合計金額に一致しなければならない。</p>
②	<p><b>第51 貸借対照表科目の分類</b></p> <p>1 資産、負債及び<u>純資産</u>の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>4 <u>純資産</u>は、資本金に属するもの、資本剰余金に属するもの及び利益剰余金に属するものに分類しなければならない。</p>	<p><b>第51 貸借対照表科目の分類</b></p> <p>1 資産、負債及び<u>資本</u>の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>4 <u>資本</u>は、資本金に属するもの、資本剰余金に属するもの及び利益剰余金に属するものに分類しなければならない。</p>
①、②	<p><b>第55 純資産の表示項目</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額を、<u>それぞれ損益外減価償却累計額又は損益外減損損失累計額</u>として控除して表示しなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p><b>第55 資本の表示項目</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額を損益外減価償却累計額として控除して表示しなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p>

①、②	<p>第56 貸借対照表の様式</p> <p>1 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表 (平成〇〇年3月31日)</p> <p>資産の部</p> <p>I 固定資産</p> <p>1 有形固定資産</p> <table> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>減損損失累計額</u></td> <td>× × ×</td> <td>× × ×</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>減損損失累計額</u></td> <td>× × ×</td> <td>× × ×</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>減損損失累計額</u></td> <td>× × ×</td> <td>× × ×</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>減損損失累計額</u></td> <td>× × ×</td> <td>× × ×</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>減損損失累計額</u></td> <td>× × ×</td> <td>× × ×</td> </tr> </tbody> </table>	土地	× × ×		<u>減損損失累計額</u>	× × ×	× × ×	建物	× × ×		減価償却累計額	× × ×		<u>減損損失累計額</u>	× × ×	× × ×	構築物	× × ×		減価償却累計額	× × ×		<u>減損損失累計額</u>	× × ×	× × ×	機械装置	× × ×		減価償却累計額	× × ×		<u>減損損失累計額</u>	× × ×	× × ×	船舶	× × ×		減価償却累計額	× × ×		<u>減損損失累計額</u>	× × ×	× × ×	<p>第56 貸借対照表の様式</p> <p>1 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">貸借対照表 (平成〇〇年3月31日)</p> <p>資産の部</p> <p>I 固定資産</p> <p>1 有形固定資産</p> <table> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>× × ×</td> <td>× × ×</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>× × ×</td> <td>× × ×</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>× × ×</td> <td>× × ×</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>× × ×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>× × ×</td> <td>× × ×</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	土地	× × ×		(新設)			建物	× × ×		減価償却累計額	× × ×	× × ×	(新設)			構築物	× × ×		減価償却累計額	× × ×	× × ×	(新設)			機械装置	× × ×		減価償却累計額	× × ×	× × ×	(新設)			船舶	× × ×		減価償却累計額	× × ×	× × ×	(新設)		
土地	× × ×																																																																																					
<u>減損損失累計額</u>	× × ×	× × ×																																																																																				
建物	× × ×																																																																																					
減価償却累計額	× × ×																																																																																					
<u>減損損失累計額</u>	× × ×	× × ×																																																																																				
構築物	× × ×																																																																																					
減価償却累計額	× × ×																																																																																					
<u>減損損失累計額</u>	× × ×	× × ×																																																																																				
機械装置	× × ×																																																																																					
減価償却累計額	× × ×																																																																																					
<u>減損損失累計額</u>	× × ×	× × ×																																																																																				
船舶	× × ×																																																																																					
減価償却累計額	× × ×																																																																																					
<u>減損損失累計額</u>	× × ×	× × ×																																																																																				
土地	× × ×																																																																																					
(新設)																																																																																						
建物	× × ×																																																																																					
減価償却累計額	× × ×	× × ×																																																																																				
(新設)																																																																																						
構築物	× × ×																																																																																					
減価償却累計額	× × ×	× × ×																																																																																				
(新設)																																																																																						
機械装置	× × ×																																																																																					
減価償却累計額	× × ×	× × ×																																																																																				
(新設)																																																																																						
船舶	× × ×																																																																																					
減価償却累計額	× × ×	× × ×																																																																																				
(新設)																																																																																						

	車両運搬具	× × ×	車両運搬具	× × ×
	減価償却累計額	× × ×	減価償却累計額	× × × × ×
	<u>減損損失累計額</u>	× × × × ×	(新設)	
	工具器具備品	× × ×	工具器具備品	× × ×
	減価償却累計額	× × ×	減価償却累計額	× × × × ×
	<u>減損損失累計額</u>	× × × × ×	(新設)	
	図書	× × ×	図書	× × ×
	美術館・収蔵品	× × ×	美術館・収蔵品	× × ×
	建設仮勘定	× × ×	建設仮勘定	× × ×
	⋮	×	⋮	× × ×
	有形固定資産合計	× × ×	有形固定資産合計	× × ×
2	無形固定資産		2	無形固定資産
	特許権	× × ×	特許権	× × ×
	借地権	× × ×	借地権	× × ×
	⋮	× × ×	⋮	× × ×
	無形固定資産合計	× × ×	無形固定資産合計	× × ×
3	投資その他の資産		3	投資その他の資産
	投資有価証券	× × ×	投資有価証券	× × ×
	関係会社株式	× × ×	関係会社株式	× × ×
	長期貸付金	× × ×	長期貸付金	× × ×
	関係法人長期貸付金	× × ×	関係法人長期貸付金	× × ×
	長期前払費用	× × ×	長期前払費用	× × ×
	未収財源措置予定額	× × ×	未収財源措置予定額	× × ×

	・・・	×××	・・・	×××
	投資その他の資産合計	×××	投資その他の資産合計	×××
	固定資産合計	×××	固定資産合計	×××
	<b>II 流動資産</b>		<b>II 流動資産</b>	
	現金及び預金	×××	現金及び預金	×××
	有価証券	×××	有価証券	×××
	受取手形	×××	受取手形	×××
	貸倒引当金	××× ×××	貸倒引当金	××× ×××
	未収入金	×××	未収入金	×××
	貸倒引当金	××× ×××	貸倒引当金	××× ×××
	たな卸資産	×××	たな卸資産	×××
	前渡金	×××	前渡金	×××
	前払費用	×××	前払費用	×××
	未収收益	×××	未収收益	×××
	・・・	×××	・・・	×××
	流動資産合計	×××	流動資産合計	×××
	資産合計	×××	資産合計	×××
	<b>負債の部 (略)</b>		<b>負債の部 (略)</b>	
	<u>純資産の部</u>		<u>資本の部</u>	
	I 資本金 (略)		I 資本金 (略)	
	II 資本剰余金		II 資本剰余金	
	資本剰余金	×××	資本剰余金	×××
	損益外減価償却累計額 (−)	−×××	損益外減価償却累計額 (−)	−×××

	<p><u>損益外減損損失累計額（一）</u> —×××</p> <p>資本剰余金合計 ×××</p> <p>III 利益剰余金（又は繰越欠損金）</p> <p>前中期目標期間繰越積立金 ×××</p> <p>(何) 積立金 ×××</p> <p>積立金 ×××</p> <p>当期末処分利益 ×××</p> <p>(又は当期末処理損失)</p> <p>(うち当期総利益（又は当期総損失）×××</p> <p>利益剰余金（又は繰越欠損金）合計 ×××</p> <p>IV その他有価証券評価差額金 ×××</p> <p><u>純資産合計</u> ×××</p> <p><u>負債純資産合計</u> ×××</p>	<p>(新設) 資本剰余金合計 ×××</p> <p>III 利益剰余金（又は繰越欠損金）</p> <p>前中期目標期間繰越積立金 ×××</p> <p>(何) 積立金 ×××</p> <p>積立金 ×××</p> <p>当期末処分利益 ×××</p> <p>(又は当期末処理損失)</p> <p>(うち当期総利益（又は当期総損失）×××</p> <p>利益剰余金（又は繰越欠損金）合計 ×××</p> <p>IV その他有価証券評価差額金 ×××</p> <p><u>資本合計</u> ×××</p> <p><u>負債資本合計</u> ×××</p>
	<p>2 公立大学法人の貸借対照表の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>貸借対照表 (平成〇〇年3月31日)</p> <p>資産の部</p> <p>I 固定資産</p> <p>1 有形固定資産</p> <p>土地 ×××</p> <p><u>減損損失累計額</u> ×××××</p> <p>建物 ×××</p>	<p>2 公立大学法人の貸借対照表の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>貸借対照表 (平成〇〇年3月31日)</p> <p>資産の部</p> <p>I 固定資産</p> <p>1 有形固定資産</p> <p>土地 ×××</p> <p>(新設) 建物 ×××</p>

	減価償却累計額	× × × × × ×	減価償却累計額	× × × × × ×
	<u>減損損失累計額</u>	×	(新設)	
	構築物	× × ×	構築物	× × ×
	減価償却累計額	× × × × × ×	減価償却累計額	× × × × × ×
	<u>減損損失累計額</u>	×	(新設)	
	機械装置	× × ×	機械装置	× × ×
	減価償却累計額	× × × × × ×	減価償却累計額	× × × × × ×
	<u>減損損失累計額</u>	×	(新設)	
	工具器具備品	× × ×	工具器具備品	× × ×
	減価償却累計額	× × × × × ×	減価償却累計額	× × × × × ×
	<u>減損損失累計額</u>	×	(新設)	
	図書	× × ×	図書	× × ×
	美術品・収蔵品	× × ×	美術品・収蔵品	× × ×
	船舶	× × ×	船舶	× × ×
	減価償却累計額	× × × × × ×	減価償却累計額	× × × × × ×
	<u>減損損失累計額</u>	×	(新設)	
	車両運搬具	× × ×	車両運搬具	× × ×
	減価償却累計額	× × × × × ×	減価償却累計額	× × × × × ×
	<u>減損損失累計額</u>	×	(新設)	
	建設仮勘定	× × ×	建設仮勘定	× × ×
	...	× × ×	...	× × ×
	有形固定資産合計	× × ×	有形固定資産合計	× × ×
2 無形固定資産			2 無形固定資産	
特許権	× × ×		特許権	× × ×

	借地権	× × ×	借地権	× × ×
	商標権	× × ×	商標権	× × ×
	実用新案権	× × ×	実用新案権	× × ×
	意匠権	× × ×	意匠権	× × ×
	鉱業権	× × ×	鉱業権	× × ×
	漁業権	× × ×	漁業権	× × ×
	ソフトウェア	× × ×	ソフトウェア	× × ×
	⋮	× × ×	⋮	× × ×
	無形固定資産合計	× × ×	無形固定資産合計	× × ×
3 投資その他の資産				
	投資有価証券	× × ×	投資有価証券	× × ×
	関係会社株式	× × ×	関係会社株式	× × ×
	長期貸付金	× × ×	長期貸付金	× × ×
	関係法人長期貸付金	× × ×	関係法人長期貸付金	× × ×
	長期前払費用	× × ×	長期前払費用	× × ×
	未収財源措置予定額	× × ×	未収財源措置予定額	× × ×
	⋮	× × ×	⋮	× × ×
	投資その他の資産合計	× × ×	投資その他の資産合計	× × ×
	固定資産合計	× × ×	固定資産合計	× × ×
II 流動資産				
	現金及び預金	× × ×	現金及び預金	× × ×
	未収学生納付金収入	× × ×	未収学生納付金収入	× × ×

	徴収不能引当金	× × × × × ×	徴収不能引当金	× × × × × ×
	未収附属病院収入	× × ×	未収附属病院収入	× × ×
	徴収不能引当金	× × × × × ×	徴収不能引当金	× × × × × ×
	受取手形	× × ×	受取手形	× × ×
	貸倒引当金	× × × × × ×	貸倒引当金	× × × × × ×
	有価証券	× × ×	有価証券	× × ×
	たな卸資産	× × ×	たな卸資産	× × ×
	医薬品及び診療材料	× × ×	医薬品及び診療材料	× × ×
	前渡金	× × ×	前渡金	× × ×
	前払費用	× × ×	前払費用	× × ×
	未収収益	× × ×	未収収益	× × ×
	・・・	× × ×	・・・	× × ×
	流動資産合計	× × ×	流動資産合計	× × ×
	資産合計	× × ×	資産合計	× × ×
	負債の部 (略)		負債の部 (略)	
	<u>純資産</u> の部		<u>資本</u> の部	
I	資本金		I	資本金
	地方公共団体出資金	× × ×	地方公共団体出資金	× × ×
	資本金合計	× × ×	資本金合計	× × ×
II	資本剰余金		II	資本剰余金
	資本剰余金	× × ×	資本剰余金	× × ×
	損益外減価償却累計額 (−)	− × × ×	損益外減価償却累計額 (−)	− × × ×
	<u>損益外減損損失累計額 (−)</u>	− × × ×	(新設)	

	<p>資本剰余金合計</p> <p>× × ×</p> <p>III 利益剰余金（又は繰越欠損金）</p> <p>前中期目標期間繰越積立金 × × ×</p> <p>(何) 積立金 × × ×</p> <p>積立金 × × ×</p> <p>当期末処分利益 × × ×</p> <p>(又は当期末処理損失)</p> <p>(うち当期総利益（又は当期総損失） × × ×)</p> <p>利益剰余金（又は繰越欠損金）合計 × × ×</p> <p>IV その他有価証券評価差額金 × × ×</p> <p><u>純資産合計</u> × × ×</p> <p><u>負債純資産合計</u> × × ×</p>	<p>資本剰余金合計</p> <p>× × ×</p> <p>III 利益剰余金（又は繰越欠損金）</p> <p>前中期目標期間繰越積立金 × × ×</p> <p>(何) 積立金 × × ×</p> <p>積立金 × × ×</p> <p>当期末処分利益 × × ×</p> <p>(又は当期末処理損失)</p> <p>(うち当期総利益（又は当期総損失） × × ×)</p> <p>利益剰余金（又は繰越欠損金）合計 × × ×</p> <p>IV その他有価証券評価差額金 × × ×</p> <p><u>資本合計</u> × × ×</p> <p><u>負債資本合計</u> × × ×</p>
①	<p>第60 損益計算書科目の分類</p> <p>1 (略)</p> <p>2 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、固定資産売却損益、減損損失、災害損失等の臨時損益を記載し、当期純利益を計算する。 (注38)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第60 損益計算書科目の分類</p> <p>1 (略)</p> <p>2 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、固定資産売却損益、災害損失等の臨時損益を記載し、当期純利益を計算する。 (注38)</p> <p>3 (略)</p>
①	<p>第63 損益計算書の様式</p> <p>1 損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p>損益計算書</p>	<p>第63 損益計算書の様式</p> <p>1 損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p>損益計算書</p>

(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)	(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)
経常費用 (略)	経常費用 (略)
経常収益 (略)	経常収益 (略)
臨時損失 (略)	臨時損失 (略)
固定資産除去損 ×××	固定資産除去損 ×××
<u>減損損失</u> ×××	(新設)
・・・ ××× ×××	・・・ ××× ×××
臨時利益 (略)	臨時利益 (略)
当期純利益 (略)	当期純利益 (略)
目的積立金取崩額 (略)	目的積立金取崩額 (略)
当期総利益 (略)	当期総利益 (略)
2 公立大学法人の損益計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。	2 公立大学法人の損益計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。
損益計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)	損益計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)
経常費用 (略)	経常費用 (略)
経常収益 (略)	経常収益 (略)
臨時損失 (略)	臨時損失 (略)
固定資産除去損 ×××	固定資産除去損 ×××
<u>減損損失</u> ×××	(新設)
災害損失 ×××	災害損失 ×××
・・・ ××× ×××	・・・ ××× ×××

	<p>臨時利益 (略) 当期純利益 (略) 目的積立金取崩額 (略) 当期総利益 (略)</p>	<p>臨時利益 (略) 当期純利益 (略) 目的積立金取崩額 (略) 当期総利益 (略)</p>
②	<p>第71 法第40条第3項による承認の額 (略)</p> <p>&lt;参考&gt; 経営努力認定の考え方について</p> <p>1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」(承認前にあっては「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」)は、<u>当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。</p> <p>4 具体的には、以下の考え方によるものとする。</p> <p>(1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であって、<u>当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること</u></p> <p>(2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、<u>当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること</u>（中期</p>	<p>第71 法第40条第3項による承認の額 (略)</p> <p>&lt;参考&gt; 経営努力認定の考え方について</p> <p>1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」(承認前にあっては「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」)は、<u>地方独立行政法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、<u>地方独立行政法人の経営努力により生じたものであること</u>については、<u>地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。</u></p> <p>4 具体的には、以下の考え方によるものとする。</p> <p>(1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益については、<u>経営努力により生じたものとする</u>。</p> <p>(2) <u>中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合には、その結果発生したものについては、原則として経営努力によるも</u></p>

	<p><u>計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。)</u></p> <p>(3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した<u>利益であること</u></p>	<p><u>のとする。(本来行うべき業務を行わなかつたために費用が減少したことと認められる場合には、経営努力によらないものとする。)</u></p> <p>(3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、<u>経営努力により生じたものとする。</u></p>												
①	<p>第73 表示区分</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、<u>損益外減損損失相当額</u>、引当外賞与見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用及び（控除）設立団体納付額に区分して表示しなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>第73 表示区分</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、引当外退職給付増加見積額、機会費用及び（控除）設立団体納付額に区分して表示しなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p>												
①、②	<p>第74 行政サービス実施コスト計算書の様式</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">行政サービス実施コスト計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>I 業務費用</p> <p>(1) 損益計算書上の費用</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">(何)業務費</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">× × ×</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> </table>	(何)業務費	× × ×		一般管理費	× × ×	× × ×	<p>第74 行政サービス実施コスト計算書の様式</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">行政サービス実施コスト計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <p>I 業務費用</p> <p>(1) 損益計算書上の費用</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">(何)業務費</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">× × ×</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> </table>	(何)業務費	× × ×		一般管理費	× × ×	× × ×
(何)業務費	× × ×													
一般管理費	× × ×	× × ×												
(何)業務費	× × ×													
一般管理費	× × ×	× × ×												

	(2) (控除)自己収入等 (何)手数料収入 (何)入場料収入 業務費用合計	—×××	(2) (控除)自己収入等 (何)手数料収入 (何)入場料収入 業務費用合計	—×××
	II 損益外減価償却相当額	×××	II 損益外減価償却相当額	×××
	<u>III 損益外減損損失相当額</u>	<u>×××</u>	(新設)	
	<u>IV 引当外賞与見積額</u>		(新設)	
	V 引当外退職給付増加見積額	×××	<u>III 引当外退職給付増加見積額</u>	×××
	<u>VI 機会費用</u> (略)		<u>IV 機会費用</u> (略)	
	<u>VII (控除) 設立団体納付額</u>	—×××	<u>V (控除) 設立団体納付額</u>	—×××
	<u>VIII 行政サービス実施コスト</u>	×××	<u>VI 行政サービス実施コスト</u>	×××
	2 公立大学法人の行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、 1にかかわらず、次のとおりとする。		2 公立大学法人の行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、 1にかかわらず、次のとおりとする。	
	行政サービス実施コスト計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)		行政サービス実施コスト計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)	

	I 業務費用 (1) 損益計算書上の費用 業務費 ×××	I 業務費用 (1) 損益計算書上の費用 業務費 ×××
	一般管理費 ××× ×××	一般管理費 ××× ×××
	(2) (控除) 自己収入等 授業料収益 −×××	(2) (控除) 自己収入等 授業料収益 −×××
	入学金収益 −×××	入学金収益 −×××
	検定料収益 −×××	検定料収益 −×××
	附属病院収益 −×××	附属病院収益 −×××
	受託研究等収益 −×××	受託研究等収益 −×××
	受託事業等収益 −×××	受託事業等収益 −×××
	寄附金収益 −×××	寄附金収益 −×××
	⋮ −××× −×××	⋮ −××× −×××
	業務費用合計 ×××	業務費用合計 ×××
	II 損益外減価償却相当額 ×××	II 損益外減価償却相当額 ×××
	III 損益外減損損失相当額 ×××	III (新設)
	IV 引当外賞与見積額	IV (新設)
	V 引当外退職給付増加見積額 国又は地方公共団体財産の無償又 は減額された使用料による貸借取 引の機会費用 ×××	III 引当外退職給付増加見積額 国又は地方公共団体財産の無償又 は減額された使用料による貸借取 引の機会費用 ×××

	<p>地方公共団体出資の機会費用 ×××</p> <p>無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用 ××× ×××</p> <p><u>VI</u> 機会費用 (略)</p> <p><u>VII</u> (控除) 設立団体納付額 —××</p> <p><u>VIII</u> 行政サービス実施コスト ××</p>	<p>地方公共団体出資の機会費用 ×××</p> <p>無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用 ××× ×××</p> <p><u>IV</u> 機会費用 (略)</p> <p><u>V</u> (控除) 設立団体納付額 —××</p> <p><u>VI</u> 行政サービス実施コスト ××</p>
①	<p>第75 注意事項 (略)</p> <p>&lt;注45&gt; 機会費用計算の注記について 機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公共団体出資の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第78 運営費交付金の会計処理」、「第79 施設費の会計処理」及び「第80 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。）及び損益外減損損失累計額を控除した地方公共団体出資の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。</p>	<p>第75 注意事項 (略)</p> <p>&lt;注45&gt; 機会費用計算の注記について 機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公共団体出資の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第78 運営費交付金の会計処理」、「第79 施設費の会計処理」及び「第80 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。）を控除した地方公共団体出資の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。</p>

	(3) (略)	(3) (略)
①	<p>第76 附属明細書</p> <p>地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注46）</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）<u>並びに減損損失の明細</u></p> <p>(2)～(15) (略)</p>	<p>第76 附属明細書</p> <p>地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注46）</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）の明細</p> <p>(2)～(15) (略)</p>
②	<p>第77 注記</p> <p>1 地方独立行政法人の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、<u>税効果会計</u>、その作成日までに発生した重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他地方独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>&lt;注50&gt;税効果会計に関する注記</u></p> <p><u>税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因とする。</u></p> <p><u>1 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）</u></p> <p><u>2 繰延税金負債</u></p>	<p>第77 注記</p> <p>1 地方独立行政法人の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、その作成日までに発生した重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他地方独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>&lt;注&gt;を新設</u></p>
②	<p>第78 運営費交付金の会計処理</p> <p>(略)</p>	<p>第78 運営費交付金の会計処理</p> <p>(略)</p>

<p><u>&lt;注5 1&gt; 運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金等）の会計処理について</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。</p> <p>(1) 中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施（未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。）や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。この場合に別途使途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。 なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、&lt;注4 8&gt;「重要な会計方針の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に、注記しなければならない。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p><u>&lt;注5 0&gt; 運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金等）の会計処理について</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 運営費交付金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。</p> <p>(1) 中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施や退職一時金の支払について、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 上記(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されない場合には、運営費交付金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。この場合に別途使途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>
--	--

①、②	<p>第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理</p> <p><u>＜注58＞ 減価償却の会計処理について</u></p> <p>1 地方独立行政法人が固定資産を取得するに当たっては、地方公共団体は、公有財産の現物出資あるいは施設費の交付等を行うことができるものとされている。ところで、業務運営の財源を運営費交付金に依存することになる地方独立行政法人においては、資産の減価部分については通常は運営費交付金の算定対象とはならず、また、運営費交付金に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。更に資産の更新に当たっては、出資者たる地方公共団体により改めて必要な措置が講じられることになるものと想定される。このような場合においては、減価償却に相当する額は、むしろ実質的には<u>財産的基礎</u>の減少と考えるべきであることから、損益計算上の費用には計上せず、地方独立行政法人の資本剰余金を直接に減額することによって処理するものとする。この取扱いは、取得時までに別途特定された資産に限り行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理</p> <p><u>＜注57＞ 減価償却の会計処理について</u></p> <p>1 地方独立行政法人が固定資産を取得するに当たっては、地方公共団体は、公有財産の現物出資あるいは施設費の交付等を行うことができるものとされている。ところで、業務運営の財源を運営費交付金に依存することになる地方独立行政法人においては、資産の減価部分については通常は運営費交付金の算定対象とはならず、また、運営費交付金に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。更に資産の更新に当たっては、出資者たる地方公共団体により改めて必要な措置が講じられることになるものと想定される。このような場合においては、減価償却に相当する額は、むしろ実質的には<u>資本の価値</u>の減少と考えるべきであることから、損益計算上の費用には計上せず、地方独立行政法人の資本剰余金を直接に減額することによって処理するものとする。この取扱いは、取得時までに別途特定された資産に限り行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>
②	<p>第85 賞与引当金に係る会計処理</p> <p>1 賞与のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「<u>第17引当金</u>」により賞与引当金を計上する。</p> <p>2 賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等で明らかにされている場合には賞与引当金は計</p>	(新設)

	<u>上しない。なお、この場合において、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、行政サービス実施コスト計算書に表示する。</u>	
②	<p><u>第90 目的積立金を取り崩す場合の会計処理</u></p> <p>目的積立金について、中期計画であらかじめ定めた「<u>剩余金の使途</u>」に沿った費用が発生したときは、その同額を取り崩して目的積立金取崩額に振り替えなければならない。また、「<u>剩余金の使途</u>」に沿って固定資産を取得した場合には、その取得に要した額を取り崩して資本剩余金に振り替えなければならない。</p>	<p><u>第89 目的積立金を取り崩す場合の会計処理</u></p> <p><u>運営費交付金等による地方公共団体からの財源措置に依存した業務</u>  <u>運営が予定される地方独立行政法人においては、目的積立金について、中期計画であらかじめ定めた「<u>剩余金の使途</u>」に沿った費用が発生したときは、その同額を取り崩して目的積立金取崩額に振り替えなければならない。また、「<u>剩余金の使途</u>」に沿って固定資産を取得した場合には、その取得に要した額を取り崩して資本剩余金に振り替えなければならない。</u></p>
②	<p><u>第97 連結貸借対照表作成の基本原則</u></p> <p>連結貸借対照表は、地方独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び<u>純資産</u>の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価、地方独立行政法人及び連結される特定関連会社（以下「連結法人」という。）<u>に対する出資</u>とこれに対応する<u>当該連結法人の資本</u>との相殺消去その他必要とされる<u>地方独立行政法人</u>及び<u>連結法人相互間の項目</u>を消去して作成する。</p>	<p><u>第96 連結貸借対照表作成の基本原則</u></p> <p>連結貸借対照表は、地方独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び<u>資本</u>の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価、地方独立行政法人及び連結される特定関連会社（以下「連結法人」という。）相互間の出資と<u>資本</u>及び債権と債務の相殺消去等の処理を行って作成する。</p>
②	<p><u>第98 特定関連会社の資産及び負債の評価</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定関連会社の資産及び負債の時価による評価額と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額は、特定関連会社の<u>純資産</u>とする。</p>	<p><u>第97 特定関連会社の資産及び負債の評価</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定関連会社の資産及び負債の時価による評価額と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額は、特定関連会社の<u>資本</u>とする。</p>

②	<p><u>第100 少数株主持分</u></p> <p>1 特定関連会社の<u>純資産</u>のうち地方独立行政法人に帰属しない部分は、少数株主持分とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>第99 少数株主持分</u></p> <p>1 特定関連会社の<u>資本</u>のうち地方独立行政法人に帰属しない部分は、少数株主持分とする。</p> <p>2 (略)</p>
②	<p><u>第103 表示区分</u></p> <p>1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部及び<u>純資産</u>の部に区分するものとする。資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。負債の部は、流動負債及び固定負債に区分して記載するものとする。<u>純資産</u>の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金、<u>少数株主持分</u>に区分して記載するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>第102 表示区分</u></p> <p>1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部、<u>少数株主持分</u>及び<u>資本</u>の部に区分するものとする。資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。負債の部は、流動負債及び固定負債に区分して記載するものとする。<u>少数株主持分</u>は、<u>負債</u>の部の次に区分して記載するものとする。<u>資本</u>の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金に区分して記載するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
②	<p><u>第113 関連公益法人等の範囲</u></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 地方独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、上記2(2)に該当することとなるが、上記2の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、地方独立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合は、関連公益法人等に該当しないものとすることができます。</p>	<p><u>第112 関連公益法人等の範囲</u></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 次に掲げる場合は、関連公益法人等に該当しないものとすることができます。</p> <p>(1) 地方独立行政法人の役職員の福利厚生を目的として設立される公益法人等であって、上記2(2)に該当しない場合</p> <p>(2) 地方独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、上記2(2)に該当することとなるが、上記2の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、地方独立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合</p>

②	<p><u>第114 連結財務諸表の附属明細書</u></p> <p>地方独立行政法人は、連結貸借対照表及び連結損益計算書等の内容を補足するため、附属明細書を作成しなければならない。なお、附属明細書は、「第76 附属明細書」に準じるほか、次の事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 関連公益法人等の当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、<u>正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高（一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部に区分したうえ、各々収益と費用に区分し、収益には内訳で受取補助金等（国、地方独立行政法人、特殊法人及び地方公共団体の補助金等）とその他の収益の金額を記載する。）並びに収益計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等との取引の状況</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 特定関連会社及び関連会社の総売上高並びに関連公益法人等の事業収入の金額これらの中うち地方独立行政法人の発注等に係る金額及びその割合</p>	<p><u>第113 連結財務諸表の附属明細書</u></p> <p>地方独立行政法人は、連結貸借対照表及び連結損益計算書等の内容を補足するため、附属明細書を作成しなければならない。なお、附属明細書は、「第76 附属明細書」に準じるほか、次の事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 関連公益法人等の当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等との取引の状況</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 特定関連会社及び関連会社の総売上高並びに関連公益法人等の事業収入の金額これらの中うち地方独立行政法人の発注等に係る金額及びその割合</p>

<p>②</p> <p><u>第115 連結セグメント情報の開示</u></p> <p>(略)</p> <p><u>&lt;注71&gt; 連結セグメント情報の開示について</u></p> <p>1 地方独立行政法人は、<u>業績評価</u>のための情報提供等による<u>国民その他の利害関係者</u>に対する説明責任を果たす観点から、<u>その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</u></p> <p>2 このため、開示すべき情報についても、連結法人の主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む。）の内訳等を積極的に開示する必要がある。</p> <p>3 セグメントの区分については、<u>区分経理によるもの</u>のほか、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を行っている連結法人の業務区分を参考にしつつ、<u>例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、個々に定めていくこととする。</u></p>	<p><u>第114 連結セグメント情報の開示</u></p> <p>(略)</p> <p><u>&lt;注70&gt; 連結セグメント情報の開示について</u></p> <p>1 連結法人においても、その業務の内容が多岐にわたる場合、<u>説明責任の観点から、その業務ごとのセグメントに係る財務情報を開示する必要がある。</u></p> <p>2 また、開示すべき情報についても、<u>住民その他の利害関係者に対する説明責任を果たすため、連結法人の主要な資産項目、主要な事業費用の内訳等を積極的に開示する必要がある。</u></p> <p>3 セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を行っている連結法人の業務区分を参考にしつつ定めていくこととする。</p>
--	--

(注1) 上記のほか、基準85の新設により、それ以降の基準番号が繰り下げとなっています。

(注2) 上記のほか、<注50>の新設により、それ以降の注番号が繰り下げとなっています。